

紀の川緑地等清掃業務委託 仕様書

履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

第1章 紀の川緑地等清掃業務

(総則)

第1条 本業務の実施にあたっては、本仕様書に準拠し、受注者は、和歌山市（以下「発注者」という。）の指示に従わなければならない。

(業務範囲)

第2条 業務の履行区域は、別表1「紀の川緑地等清掃業務表」に記載する11箇所の公園とする。
(業務内容)

第3条 業務は前条の別表1「紀の川緑地等清掃業務表」に記載する公園内の22基の大型簡易水洗便所（以下「ムーブレット」という。）、6基の小型簡易水洗便所（以下「小型水洗」という。）及び、多目的便所1基への水入れ、29基の便所清掃並びに11箇所のごみ箱及びごみ箱周辺の清掃及びごみを分別（一般ごみ、カン、ビン、ペットボトル、その他）し、発注者が指定する場所に搬入するものとする。簡易水洗便所（多目的便所含む）水入れ業務及び便所清掃業務については、次の各号の要領で業務を行うものとする。なお、集積したごみの運搬処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、適正に処理するものとし、一般ごみの運搬については和歌山市一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とする。

(1) 簡易水洗便所水入れ業務要領

ムーブレットへの注入用水は、上水道水を使用し、便所下部蛇口（取付ホース内径15mm）からポンプアップして水入れを行い、ムーブレットのタンク（420L）内を満水にすること。

小型水洗へ及び多目的便所の注入用水は、上水道水を使用し、本体の注水口からポリタンク等を使用して水入れを行い、小型水洗のタンク（70L）及び多目的便所（40L）内を満水にすること。

(2) 便所清掃業務要領

小便器、大便器及び手洗いを清掃用具、洗浄液等を使用して水洗いをし、清掃すること。

清掃時に新しいトイレットペーパーを補充すること。

毎月1回以上、便所の建物内外の清掃を行うこと。

各便所の清掃後、各便所に備付けの便所清掃記録簿（様式1）に清掃記録をつけること。

2 受注者は、前項の規定のほか、発注者が指示する業務を行うものとする。

(業務日)

第4条 業務日は、便所清掃を週3日、清掃（ごみ分別・回収）を週1日とし、曜日は発注者と受注者が協議して定める。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は、業務を要しない日とする。

2 発注者は、臨時に必要がある場合、業務日を変更することができる。

(一般事項)

第5条 受注者は、携帯電話等常に発注者が連絡を取ることができる体制をとるものとする。

2 第3条第1項第1号に規定する上水道水は、受注者の負担とする。

3 受注者は、第3条第1項第1号に規定する水入れに要するエンジンポンプ及びタンクを準備することを要し、その費用を負担する。

4 第3条第1項第2号に規定するトイレットペーパーは、受注者の負担とする。

5 受注者は、業務に必要な車両（1トン以上のトラック）を準備し、その費用を負担する。

6 前4項に規定するもののほか業務に必要なもの（機材、諸材料、ごみ袋等）は、受注者の負担とする。

7 ごみの処分に係る費用は、受注者の負担とする。

8 過去3年間における平均運搬処分量は清掃（ごみ分別・回収）で、1,000kg／月（粗大ごみは含まず）であり、運搬処分量の増加による変更契約はしないものとする。

9 粗大ごみについては、発注者が指定する場所への運搬までが清掃業務の一環とする。

10 受注者は、業務遂行のため設置している物品を移動する場合には、破損しないように取り扱い、業務終了後、元の位置に戻さなければならない。

11 この契約による業務に従事する者は2名で構成し、受注者は、その中に必ず責任者を設定するものとする。

12 発注者が必要と判断した場合、発注者は、受注者に対し、この契約による業務に従事する者の変更を求めることができる。この場合、受注者は、この求めに応じなければならない（ただし、受注者に正当な理由がある場合を除く。）。

13 受注者は、毎月、月初めに当月分の業務計画書（様式2）を発注者に提出しなければならない。計画に変更のある場合は、発注者に対し直ちに申し出なければならない。

14 受注者は、業務日報（様式3）を必ず記入し、業務終了後、直ちに発注者に提出するものとする。ただし、土曜日については、その次の月曜日に提出するものとする。

- 15 受注者は、毎月 5 日までに必ず前月分の業務報告書（様式 4）を発注者に提出するものとする。
- 16 受注者は、業務中、市民との対応は親切、丁寧に行い、苦情等が出ないようにするものとする。
- 17 受注者は、業務中、一般交通に支障を来たさないようにし、本業務に起因する事故を防止するため関連諸規則を厳守しなければならない。
- 18 受注者は、業務中に国土交通省の指導を受けた場合、直ちにその内容を発注者に報告し、発注者の指示を受けなければならない。
- 19 業務実施にあたり、受注者は、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- 20 受注者は、この仕様書に示されていない事項で軽微なものに関しては、発注者の指示に従い、実施するものとする。

(疑義の質問について)

第6条 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

紀の川緑地等清掃業務表

S2=小型水洗(小型簡易水洗便所)
M=ムーブレット(大型簡易水洗便所)
MP-1=(多目的簡易水洗便所)

公 園 名		トイレ番号	便所清掃 回数(週)	水洗水入 回数(週)
			29箇所	29箇所
1	紀の川第1緑地	1 M	2回	2回
2	紀の川第8緑地	2 M	2回	2回
		4 M	2回	2回
		5 M	2回	2回
3	紀の川第7緑地	7 S2	2回	2回
		8 M	2回	2回
4	紀の川第5緑地	9 M	2回	2回
		10 M	2回	2回
		11 M	2回	2回
		12 M	2回	2回
		MP -1	2回	2回
5	紀の川第3緑地	14 M	2回	2回
		15 M	2回	2回
		17 M	2回	2回
		17 S2	2回	2回
		18 S2	2回	2回
		18 S2①	2回	2回
6	紀の川第4緑地	19 M	2回	2回
		20 M	2回	2回
		21 M	2回	2回
7	紀の川第2緑地	23 M	2回	2回
		25 S2	2回	2回
		25 S2①	2回	2回
8	大谷児童遊園	28 M	2回	2回
9	楠見中児童遊園	29 M	2回	2回
10	粟コミュニティー広場	30 M	2回	2回
11	紀の川第9緑地	31 M	2回	2回
		32 M	2回	2回
		33 M	2回	2回

便所の位置は別図参照のこと。

便所清掃記録簿

令和8年度 月分

公園名 _____

No.

和歌山市 公園緑地課
(電話 435-1076)

令和8年度 月 紀の川緑地等清掃業務計画書

委託業者名

日	曜日	水入れ ヶ所	便所清掃 ヶ所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
8			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計		回	回

業 務 日 報 (紀の川緑地等清掃)

年 月 日 (曜日)		天候	作業時間	～	
作業員名	<th>作業員数</th> <th>名</th>			作業員数	名
作 業 内 容					
場所	作業時の状況			作業方法	
報告・伝言・その他の事項					<input type="checkbox"/> 確認

令和8年度 月 紀の川緑地等清掃業務報告書

委託業者名

日	曜日	水入れ	便所清掃	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				

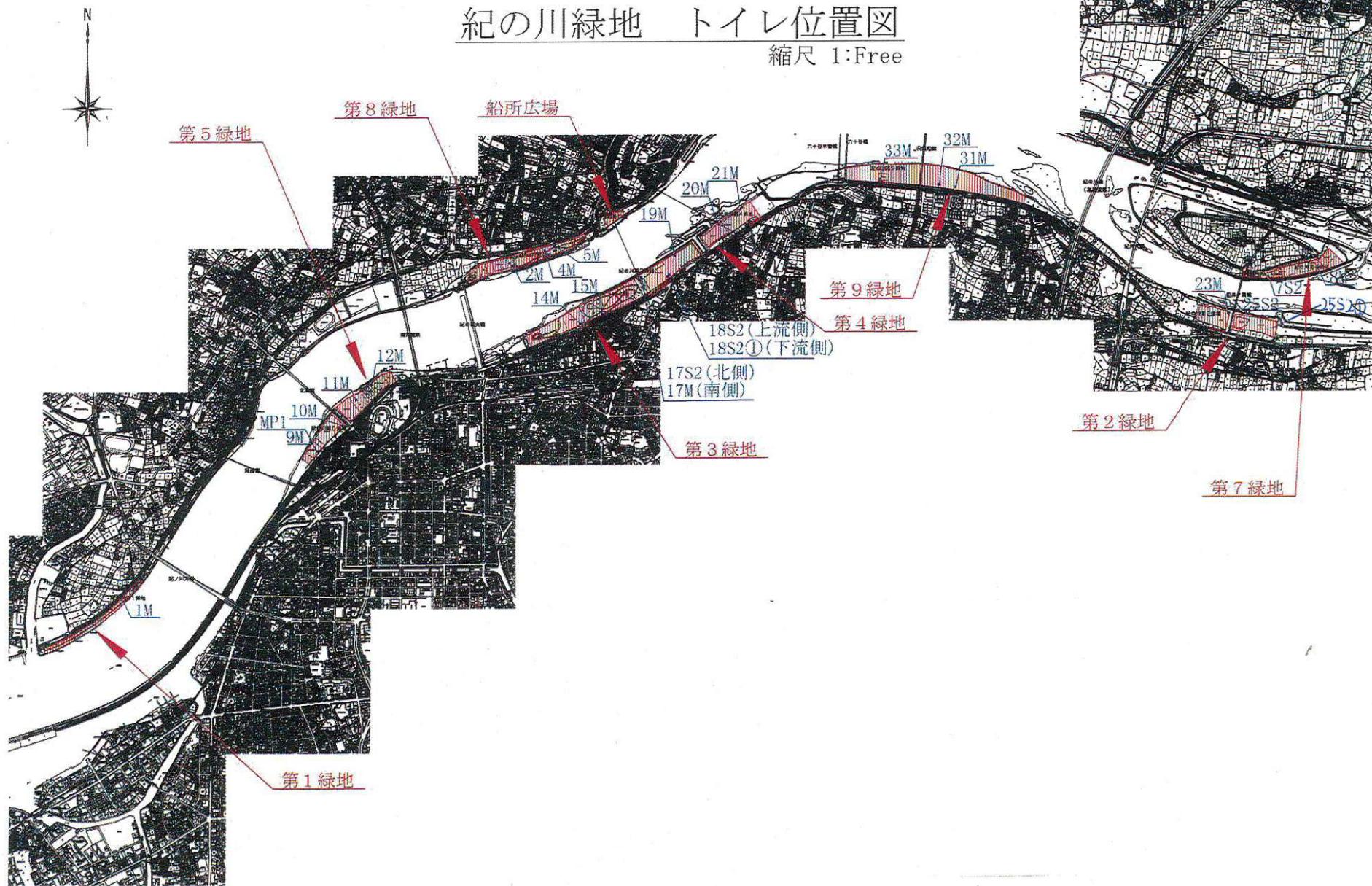
公園緑地課

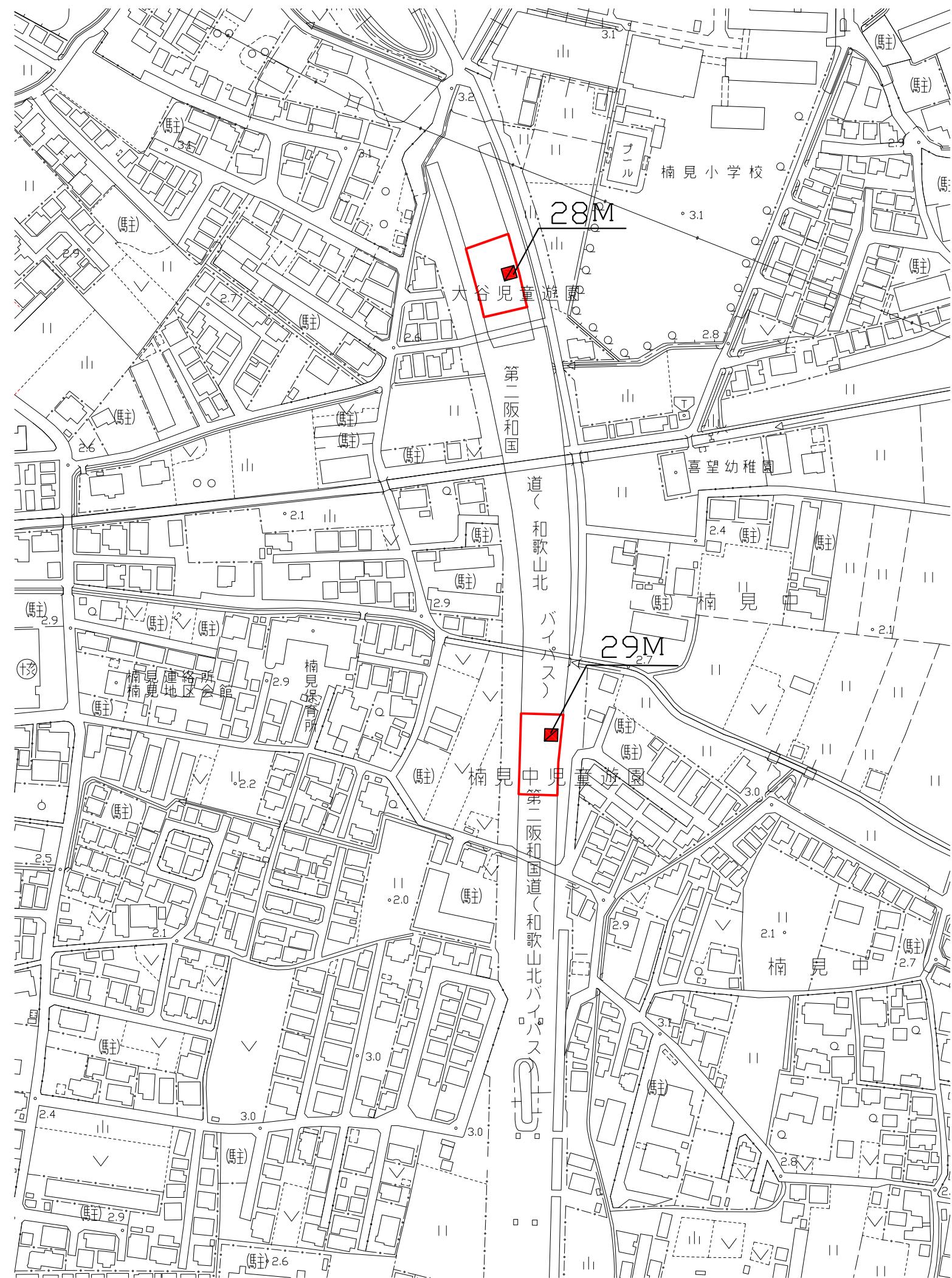
河川清掃業務 履行区域

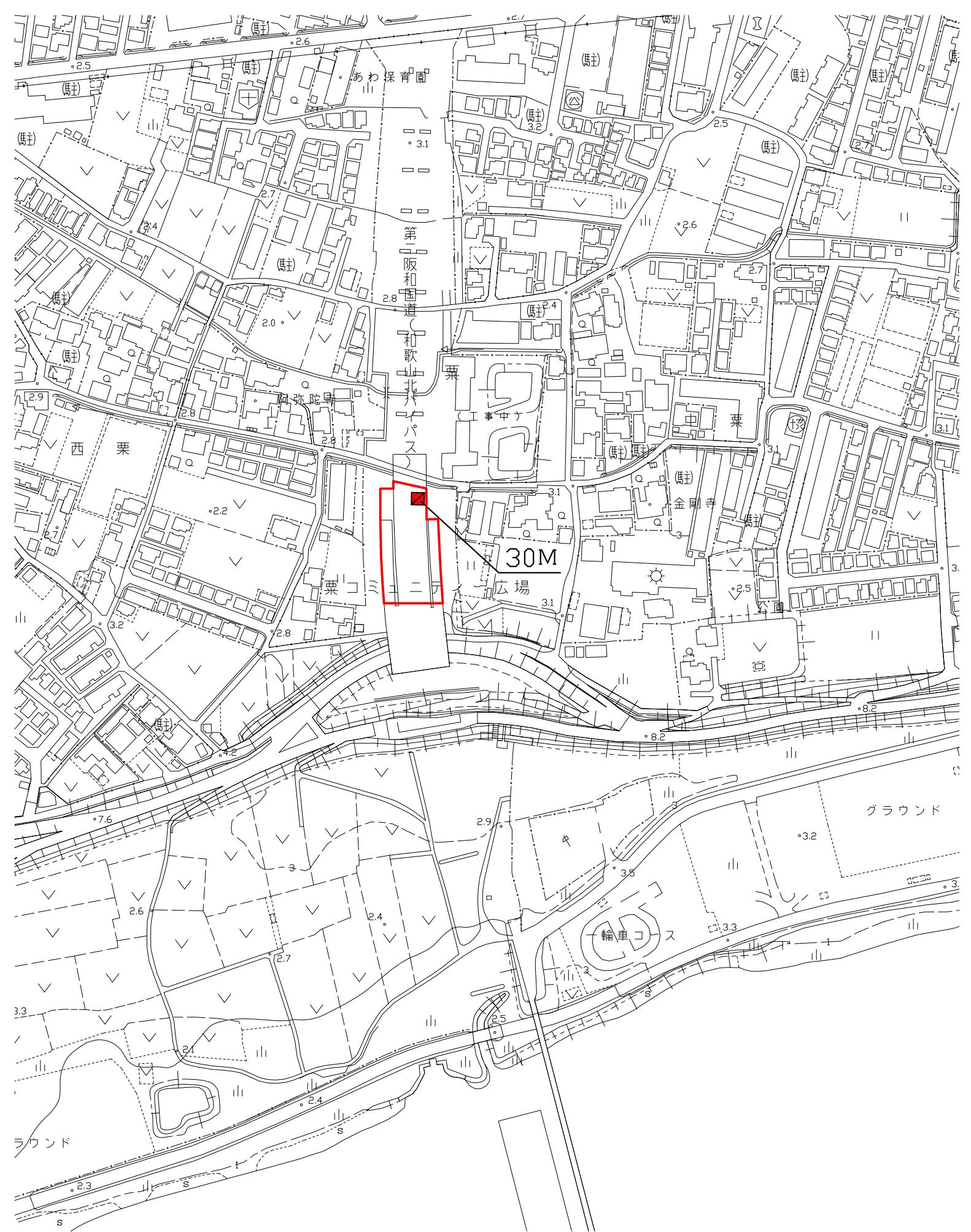


紀の川緑地 トイレ位置図

縮尺 1:Free







業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下、「甲」という。）と （以下、「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に、これを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、紀の川緑地等清掃業務（以下、「委託業務」という。）の履行を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って、委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

2 委託金は、毎月 円を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して、報告を求め、又は乙に対して、委託業務の履行に関して、必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（履行期日の変更）

第9条 乙は、その責めに帰すことができない事由により、履行期日に委託業務を履行できなかつたときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面により履行期日の変更を求めることができる。この場合において甲は、変更した履行期日を遅滞なく、書面で通知するものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の履行に関して、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下、この項において、同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して、発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第12条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行した委託業務について、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に、委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して、履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をして、この契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下、同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）

- イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として、暴力的不法行為等を行う者をいう。以下、同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人、その他の団体又は個人をいう。以下、同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用していると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。
- （談合等不正行為に係る甲の解除）
- 第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎で

ある当該違反行為の実行期間を除く。) に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の債務不履行の場合による場合のほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

- 2 第8条2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第19条 甲は、乙が、この契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお、不足のあるときは、乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第20条 乙は、委託業務の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に従事する者が、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が、秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 乙は、この契約の履行に関して別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認められたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者(乙が個人の場合にあっては、乙の氏名及び住所)並びに当該違反事項の公表をすることができる。

(補則)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してもならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しだったときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。
- (2) 当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。